様式第２３号（第27条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所

の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

合併の認定を受けるための申請書

　特定非営利活動促進法第63条[ 第１項 ・ 第２項 ]の合併の認定を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 認定（特例認定）年月日 | 年　　月　　日 |
| 認定（特例認定）の有効期間 | 　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 事業年度 | 月　　日から　　月　　日まで |
| 法第63条第１項申請において適用するパブリックサポートテスト基準 | □　相対値基準・原則　　　　□　絶対値基準□　相対値基準・小規模法人　□　条例個別指定基準 |
| 法人の名称 | 主たる事務所の所在地 | 現に行っている事業の概要 | 区分 |
| 合併後存続する法人の名称又は合併によって設立する法人の名称（代表者の氏名） | 電話番号 |  | □認定□特例認定□上記以外 |
| 合併によって消滅する法人の名称（代表者の氏名） | 電話番号 |  | □認定□特例認定□上記以外 |
| 合併によって消滅する法人の名称（代表者の氏名） | 電話番号 |  | □認定□特例認定□上記以外 |
| 法人の名称 | その他の事務所の所在地 | 左記の事務所の責任者の氏名 | 役職 |
|  | 電話番号 |  |  |
|  | 電話番号 |  |  |

（備考）

　１　[　　　　　　]の部分には，該当するものに○を付けること。

　２　「パブリックサポートテスト基準」とは，法第45条第１項第１号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。

　３　「相対値基準・原則」とは，法第45条第１項第１号イに掲げる基準（同条第２項の規定を適用する場合を除く。）をいう。

　４　「相対値基準・小規模法人」とは，法第45条第１項第１号イに掲げる基準（同条第２項の規定を適用する場合に限る。）をいう。

　５　「絶対値基準」とは，法第45条第１項第１号ロに掲げる基準をいう。

　６　「条例個別指定基準」とは，法第45条第１項第１号ハに掲げる基準をいう。

**＜注意事項＞**

１　この申請書は，特定非営利活動促進法第63条第３項の規定に基づき，同条第１項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第２項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が，同法第34条第３項の認証の申請に併せて，所轄庁（仙台市）に提出してください。

２　この申請に係る実績判定期間については，合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては，合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前２年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。

３　この申請書には，「合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼ﾁｪｯｸ表）」に掲げる書類を２部（ただし，法第44条第２項第１号に掲げる寄附者名簿は１部）添付してください。